資　料　１
平成２２年度　第２回
新潟市地域包括支援センター運営協議会
平成２２年１２月２８日開催

新潟市地域包括支援センター業務評価の実施結果について

１　業務評価の実施期間

平成 22 年 7 月 1 日～9 月 21 日

２　実施方法

「新潟市地域包括支援センター業務評価表」資料２　による、業務委託法人による自己評価及び市による評価(ヒアリングの実施を含む)

３　業務評価の結果

（１）　業務評価の結果　　資料３参照

①　評価実施センター　　27 センター

②　総合評点の分布

※（自己評価点数×３）＋（市評価点数×７）＝６５０点満点

総合評点	施設数		備　　考
	H21 年度	H20 年度	
５２０点以上	24	14	達成 80%（評価「４」）平均以上
４５５以上～５２０未満	1	8	達成 70%（評価「3.5」）平均以上
３９０以上～４５５未満	2	2	達成 60%（評価「３」）平均以上
３９０点未満	0	0	達成 60%（評価「３」）平均未満

	H2１年度	H20 年度
平　均　点	**560 点 ／ 650 点**	**526 点 ／ 650 点**
最　高　点	**630　点**	**603　点**
最　　低	**420　点**	**453　点**

平均 560 点は、H20 年度の 526 点と比較して増加しており、全センターで平均評点が「３」以上、全 27 センターの平均は 4.3 点となっている。
全体として概ね適正に運営されていると認められたが、総合評点を見ると、最高 630 点、最低 420 点とセンター間での差が 210 点見られ、H20 年度の差 150 点(最高 603 点、最低 453 点)より拡大した状況となった。経験と実績を積んできたセンターの評価は着実に上昇し、新設や職員異動、欠員によって業務の継続性が欠けたセンターでは、比較的低いものとなった。
地域包括支援センターが、高齢者支援体制のネットワークを構築し、総合相談機関としての役割を発揮していけるよう、今後も継続して協働していきたい。

③ 評価項目について

評価項目の平均は、全ての項目で「３」以上であり、13 項目中 11 項目において H20 年度を上回り、平均は 4.3 点となった。

最高は、4.7 点：2 項目
小項目 5「職員の資質向上の取り組み」
小項目 10「ケアマネジャーへの個別支援」

最低は、3.7 点：１項目
小項目 12「特定高齢者の介護予防」

H20 年度と比較して 0.5 点以上伸びた項目：２項目
小項目 2「事業報告」
小項目 6「ワンストップサービスの拠点としての役割」

小項目 2「事業報告」が H20 年度 3.8 点から 4.4 点となったことは、活動の達成状況、課題、今後の取組みに言及している状況となったことを表している。また、小項目１「事業計画」においても 0.4 点の伸びがあり同じく 4.4 点となり、活動目標の設定を行っての活動展開となってきている。

ワンストップサービスの拠点としての評価が上がったということは、相談件数の増加と、その結果を生むための高齢者の実態把握、個別訪問、関係者への地域包括支援センターのＰＲ、関係者との関係づくりをすすめていることが伺える。

（２） 項目別活動状況について

大項目Ⅰ　運営体制（小項目 1～5）

全項目が４点以上となり、活動を経年でとらえ、評価しながら計画を立てるサイクルになってきたといえる。その実現のためには、内部の連携と職員の資質向上が重要であり、両項目ともに高い評価点となっている。

大項目Ⅱ　総合相談支援（小項目 6・7）

全体の相談件数は増加しており、民生委員、ケアマネジャー等との関係づくり、一般への周知がすすみつつあり、相談が多くつながってきている。住民、関係機関からの相談ともに増加しており、地域の相談･支援機関として信頼されてきていることが伺える。

小項目 6 に関しては、相談件数のみで評価していたが、地域包括支援センターがワンストップサービス機関として機能するための活動として、高齢者の実態把握、個別訪問、関係者へ包括支援センターのＰＲ、関係者の把握・関係づくりを評価に加えたことで、評価点は 4.4 点となり、より実態を表現できたと考える。

大項目Ⅲ　権利擁護（小項目８・9）

虐待事例への対応と啓発については、社会福祉士を中心として取り組みを継続している。また、区内のセンターが協働しての活動が継続されている。

〇北区３センター、南区３センター、西蒲区４センター：
サービス事業所及びケアマネジャー対象の高齢者虐待対応研修

〇江南区３センター：ケアマネジャー協議会ブロック研修で、成年後見制度、高齢者虐待防止の啓発実施、地域の集会の場で認知症の寸劇と成年後見制度の啓発を実施

〇中央区・東区の包括の社会福祉士の連絡会で、リーガルサポートを講師に、他職種も参加して「成年後見制度と遺言」のテーマで勉強会を実施

大項目Ⅳ　包括的・継続的ケアマネジメント（小項目 10・11）

ケアマネジャー支援としての「事例検討会」は定着してきており、ケアマネジャーの相談機関としての役割を担っている。

特に小項目 10「ケアマネジャーへの個別支援」の評価点 4.7 は最高であり、ケアマネジメント向上のための研修等を実施している。ケアプラン作成担当のケアマネジャーは当該圏域に留まらないことからも区内のセンターが合同開催の形も増えてきた。

〇北区３センター、秋葉区３センター：学習会

〇南区３センター：区内居宅介護支援事業所連絡会開催支援

大項目Ⅴ　介護予防ケアマネジメント（小項目 12）

介護予防事業の効果を担当者が実感してすすめてきており、主治医へ事業概要や事業参加結果を説明していく係わりや、事業参加希望がない特定高齢者への訪問を行なったり、事業担当者と同行訪問する等の取り組みで事業参加を促進する工夫が多くなっている。

大項目Ⅵ　地域での機関との連携（小項目 13）

H20 年度から地域ケア会議を開始したセンターも増え、コミュニティ協議会、自治会、社会福祉協議会など地域の多くの組織と関係を深め、地域の様々な社会資源を活用できるような協力体制を作っていく活動をすすめている。地域の包括ケアのためのネットワーク構築に関しては長期的な取り組みであり、活動の充実に向けては生活圏域と職員体制の見直しも必要であると考えている。